

# 石川県スキー連盟専門部会規程

## ( 根 拠 )

第 1 条 本規程は、石川県スキー連盟規約第 5 8 条の規定にもとづき、専門部会の会務遂行に関し、必要な事項を定める。

## ( 目 的 )

第 2 条 専門部会は、評議員会および理事会の決議にもとづき、本連盟の事業執行について、その円滑な運営に協力することを目的とする。

## ( 組 織 )

第 3 条 専門部会は、総務本部、競技本部、教育本部、安全対策本部(以下『各本部』という。)および各本部に所属する部ならびに委員会で組織する。

## ( 部、委員会 )

第 4 条 各本部に所属する部および委員会の新設ならびに改廃は、理事会の議を経て定める。

## ( 部 会 長 )

第 5 条 専門部会の部会長は、理事長があたる。

## ( 専門部会 )

第 6 条 専門部会の部員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 各本部には、本部長および副本部長をおき、部および委員会には、部長、副部長および委員長をおく。

3 各本部には、会計責任者をおく。

## ( 定 足 )

第 7 条 専門部会の定員は、各本部の業務内容に応じ、理事会において定める。

## ( 任 期 )

第 8 条 専門部会の部会長および部員の任期は、本連盟の役員の任期と同一とする。

2 補欠または増員により選任された者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## ( 会 議 )

第 9 条 各本部の会議は、本部長が招集する。

## ( 業務分掌 )

第 10 条 各本部は、次の業務を分掌する。

### (1) 総務本部

- ① 評議員会、常務理事会および理事会に関する事
- ② コンプライス委員会の事務に関する事
- ③ 各種登録に関する事
- ④ 所属団体の加盟および脱退に関する事
- ⑤ 経理に関する事
- ⑥ 文書の作成・保管に関する事
- ⑦ 上部団体、所属団体およびスキー場協会との連絡および調整に関する事
- ⑧ 所管備品の管理に関する事

### (2) 競技本部

- ① 競技スキー大会に関する事
- ② 選手の強化および派遣に関する事
- ③ ジュニアの強化に関する事
- ④ 強化選手の選考に関する事
- ⑤ 競技記録の作成及び保管に関する事
- ⑥ 所管備品の管理に関する事
- ⑦ その他競技スキーに関する事

(3) 教育本部

- ① 基礎スキーの普及に関する事
- ② 基礎スキー大会に関する事
- ③ 基礎スキー指導員の育成および強化に関する事
- ④ スキー学校の運営に関する事
- ⑤ スキー教師の任命および派遣に関する事
- ⑥ 各種検定会に関する事
- ⑦ 研修会および講習会に関する事
- ⑧ 所管備品の管理に関する事
- ⑨ その他基礎スキーに関する事

(4) 安全対策本部

- ① スキー傷害防止に関する事
- ② 公認、パトロールの育成および強化に関する事
- ③ 公認、パトロール受検者講習会およびスキー傷害救急法講習会に関する事
- ④ 所管備品の管理に関する事
- ⑤ その他スキーの安全に関する事

( 規程の改廃 )

第 11 条 本規程の変更、廃止は、理事会の議決による。

附 則

この規程は昭和 57 年 10 月 23 日から実施する。  
平成 20 年 10 月 18 日一部改正  
令和 2 年 10 月 2 日一部改正